

# 一般社団法人 岩手県社会福祉士会 正職員等転換制度規程

規程第 22 号

2025 年 6 月 1 日制定

## (総則)

**第 1 条** この規程は、一般社団法人 岩手県社会福祉士会 「就業規程」第 6 4 条第 2 項及び「有期雇用職員等就業規程」第 5 6 条第 2 項の定めにより、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「有期雇用職員等」という）に係る、正職員等転換制度の運用について定めたものである。

## (正社員等への転換)

**第 2 条** 有期雇用職員等は、第 3 条に定める正職員又は無期雇用職員（以下「正職員等」という）転換試験（以下「転換試験」という）の受験資格を満たす場合、申し込みにより、正職員等への転換試験を受けることができる。

## (正社員等転換試験の受験資格)

**第 3 条** 正職員等転換試験の受験資格は、次の各号の全てを満たさなければならない。

- (1) 勤続年数が 6 か月以上の者
- (2) 正職員等と同一の所定労働時間の勤務が可能であること
- (3) 時間外労働命令に応じることができること
- (4) 心身ともに健康であり、職務に対する意欲が十分にあること
- (5) 直近の 6 か月間に正当な理由のない欠勤、遅刻、早退がないこと
- (6) 人事考課において一定水準を満たしていること
- (7) 役員又は上司の推薦があること

2 前項の条件を満たさない場合でも、業務態度や業務能力等を考慮して、法人が特に必要と認めた者については、受験資格を与えることができる。

## (正社員等転換試験の方法)

**第 4 条** 正職員等転換試験は、書類選考、筆記及び面接試験により行う。ただし、筆記試験については、勤務成績及び勤務評定等を勘案して行わないことがある。

## (正社員等転換試験の実施時期)

**第 5 条** 転換試験は、原則として、毎年 3 月頃に実施する。ただし、法人の業務の必要上及び人員構成等の状況により、臨時に転換試験を実施することがあり又は定期の転換試験を実施しないことがある。

## (正社員等転換試験の受付)

**第 6 条** 法人が正職員等を募集する場合は、事前に申請期間等を定めて有期雇用職員等に周知する。

- 2 正職員等への転換を希望する有期雇用職員等は、前項の期間内に、法人に所定の申込書を提出するものとする。

#### (審査及び試験の実施)

**第7条** 正職員等への転換申込書が提出された場合には、法人は、第3条に定める受験資格を満たしているかどうか審査をし、満たしている者に対して転換試験を行う。

- 2 試験の可否は、試験日から1か月以内に書面により本人に通知する。
- 3 正職員等への登用を辞退する場合は、次条の労働条件の明示を受けた日から1週間以内に法人に連絡しなければならない。

#### (正職員等への転換時期及び労働条件)

**第8条** 転換試験に合格した有期雇用職員等に対して、合格の通知と共に、雇用契約書により個別に定めた転換時期及び労働条件を明示する。

- 2 転換時期は、原則として、転換試験合格日の直後の賃金算定期間開始日とする。ただし、転換試験に合格した者と協議を行い、個別に転換時期を定めることがある。
- 3 正職員等に転換した者の労働時間、休日、休暇その他の労働条件は、正職員の就業規則を適用する。
- 4 正職員等に転換した者の給与は、正職員等の給与規定及び退職金規程を適用する。

#### (勤続年数等の通算)

**第9条** 年次有給休暇の勤続年数の算定においては、有期雇用職員等であった期間を勤続年数に通算する。ただし、正職員等としての勤続年数を算定する場合は、有期雇用職員等であった期間は通算しない。

#### (改 廃)

**第10条** この規程の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 本規程は2025年（令和7年）6月1日より施行する。